平成２３年（フ）第９６号
三重県津市渋見町700番地５
債務者　中村　　享
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８号
三重県名張市桔梗が丘３番町３街区30番地まとばパナハイツ102号、前住所滋賀県東近江市沖野４丁目１番36号
債務者　中田　　博
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第４５５号
神戸市北区鹿の子台北町１丁目15番８号
債務者　奥田アサ子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８１号
神戸市北区緑町８丁目１番８―403号
債務者　河添　尚登
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９２号
神戸市須磨区千歳町４丁目３番26―504号
債務者　森本　奈緒
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４６号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目８番20―701号、従前の住所神戸市東灘区魚崎西町２丁目２番１―401号
債務者　藤澤由美子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５６号
神戸市中央区野崎通２丁目２番13―217号
債務者　小林　義尚
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７号
広島県尾道市美ノ郷町三成2814番地
債務者　カジ農機サービスこと　上梶迫雅人
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
愛媛県今治市喜田村４丁目８番１号、旧住所愛媛県今治市桜井甲1181番地60
債務者　三宅川初美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第８６号
福岡県久留米市野中町17番地26　高尾ハイツ203号
債務者　山口　利彦
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１２２号
福岡県久留米市高良内町2698番地27、前住所福岡県福岡市博多区比恵町２番27―1203号
債務者　稲永　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３号
福岡県筑後市大字鶴田1449番地12
債務者　福田真由美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２５号
福岡県筑後市大字蔵数521番地58
債務者　馬場　公明
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第２０号
宮崎県串間市大字奈留3873番地44、前住所宮崎県都城市広原町２号12番地１
債務者　清水　宏美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
宮崎県日南市岩崎２丁目10番６号、前住所福岡市中央区渡辺通２丁目９番20―910号
債務者　木村　雪代
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
岩手県北上市村崎野14地割432番地66
債務者　佐藤千寿子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２１号
盛岡市東山１丁目11番23―219号、旧住所盛岡市箱清水１丁目32番５号　コーポサイトウＡ―Ｆ号
債務者　中野　文雄
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部